

現在、命令を発動している対象物は以下となります。

防火対象物の名称	シニアハウスー光
防火対象物の所在地	千葉県匝瑳市今泉291番地3
命令を受けた者の氏名	国府田 文江
命令の内容	(1) 令和4年2月5日までに、消防機関へ通報する火災報知設備を設置すること。 (消防法第17条の4第1項) (2) 令和4年4月5日までに、スプリンクラー設備を設置すること。 (消防法第17条の4第1項)
根拠法令	消防法第17条第1項
命令発動日	令和3年11月5日